

《 保護者が同伴できない場合は 》

- 13歳未満のお子さんが予防接種を受ける場合、保護者の同伴が原則となっています。保護者とは、親権を行う者、または後見人をいいます（予防接種法第2条第7項）。保護者がやむを得ない理由によって同伴できない場合、以下の場合に限り、保護者の同伴がなくても予防接種を受けることができます。

祖父母等の親族が同伴する場合（13歳未満）

- 祖父母、成人している兄弟などで、接種するお子さんの健康状態を普段からよく知っている方に限り同伴を認めます。
- 保護者以外の方が同伴する場合は、「**委任状**」が必要となります。委任状に保護者本人が記入し、接種日当日に同伴する方が予診票と合わせて医療機関へ提出してください。
 - ・「委任状」は、1人1回の接種に対し、1枚必要になります。
 - ・医師の診察・説明を受けた後、接種に同意する場合は、予診票の保護者自書欄（同意欄）に、同伴者本人の署名をすることになります。

本人のみで受診する場合（13歳以上16歳未満）

- ※日本脳炎予防接種を受ける13歳以上16歳未満の方、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）予防接種を受ける13歳以上16歳未満の女性の方は以下のとおりの対応となります。
- 保護者が事前に予防接種に関する説明文をよく読み納得したうえで接種される場合は、「**同意書**」に保護者が署名をすること。
- 接種日当日に、保護者の署名がある「予診票」と「保護者の同意書」を、接種する本人が医療機関に持参してください。
- 「予診票」、「保護者の同意書」は、1人1回の接種に対し、各1枚必要になります。
- ※日本脳炎予防接種を受ける16歳以上の方、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）予防接種を受ける16歳以上の女性の方は保護者の同伴は必要ありません。